

第2次福津市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)案

令和6年3月
福津市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の見直しに当たって	1
第2節 計画の位置付け	2
第2章 福津市の概況	3
第1節 自然環境	3
1 位置、地形	3
第2節 社会環境	4
1 人口の動態・分布	4
2 産業特性	6
3 土地利用	7
4 将来構想	8
第3章 ごみ処理の現状と課題	9
第1節 ごみ処理事業の概要	9
1 ごみ処理の概要	9
2 ごみ処理の体系	9
第2節 ごみ排出量とごみ質の推移	13
1 ごみ排出量の推移	13
2 ごみの性状について	14
第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況	16
1 排出抑制・資源化の状況	16
第4節 収集・運搬の状況	23
第5節 中間処理、最終処分の状況	24
第6節 これまでの取り組み状況	27
第7節 課題の抽出	28
1 排出抑制	28
2 収集・運搬	29
3 中間処理	29

4	最終処分	29
第4章	基本方針	30
第1節	基本方針	30
第2節	目標年度	32
第5章	ごみ量の将来推計	33
第1節	人口の予測	33
第2節	ごみの総排出量の予測	34
第6章	ごみ処理基本計画	35
第1節	排出抑制・再使用・資源化計画	35
1	計画目標	35
2	市民・事業者・行政の役割	38
3	排出抑制・資源化のための施策	39
第2節	収集・運搬計画	43
1	計画目標	43
2	収集・運搬の方法	43
第3節	中間処理計画	45
1	計画目標	45
2	中間処理の方法	45
第4節	最終処分計画	46
1	計画目標	46
2	最終処分の方法	46
第5節	不適正処理対策	47
1	不法投棄対策	47
2	処理困難物への対応対策	47
第6節	災害廃棄物処理計画の策定	47
第7章	生活排水処理基本計画	48
第1節	基本方針と目標年度	48
1	基本方針	48
2	目標年度	49

第2節	生活排水処理の現状	50
1	生活排水の排出の状況	50
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	52
第3節	生活排水処理計画	54
1	生活排水処理主体	54
2	処理の目標	54
3	生活雑排水を処理する区域および人口など	58
4	施設とその整備計画の概要	58
5	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	59
6	その他	61
	用語解説	62

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の見直しに当たって

福津市（以下、「本市」という。）では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次福津市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 31 年度～令和 10 年度）」において、ごみとし尿の処理計画等を定め、適正なごみの収集、運搬、処分と資源物の分別収集によるリサイクル、ごみの減量化に努めてきました。

この間、地球環境を巡る問題が国際的に大きく取り上げられるようになり、日本を含めた世界全体の SDGs（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラル、持続可能な社会の実現に向けた対応が求められています。

国においては、令和 2 年 10 月に令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を目指す「カーボンニュートラル」を宣言、令和 3 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されるなど、新たな仕組みが構築されました。

福岡県においても令和 3 年に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策と県民や事業者、市町村の役割を示しています。

本市においては、こうした国や県の動向と一般廃棄物を取り巻く現状や課題、これまでの計画で示した目標の達成状況等を踏まえるとともに、本市の「まちづくり基本構想」や「福津市環境基本計画」、「福津市国土強靱化地域計画」との整合性を図るため「第 2 次福津市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を見直すものとします。

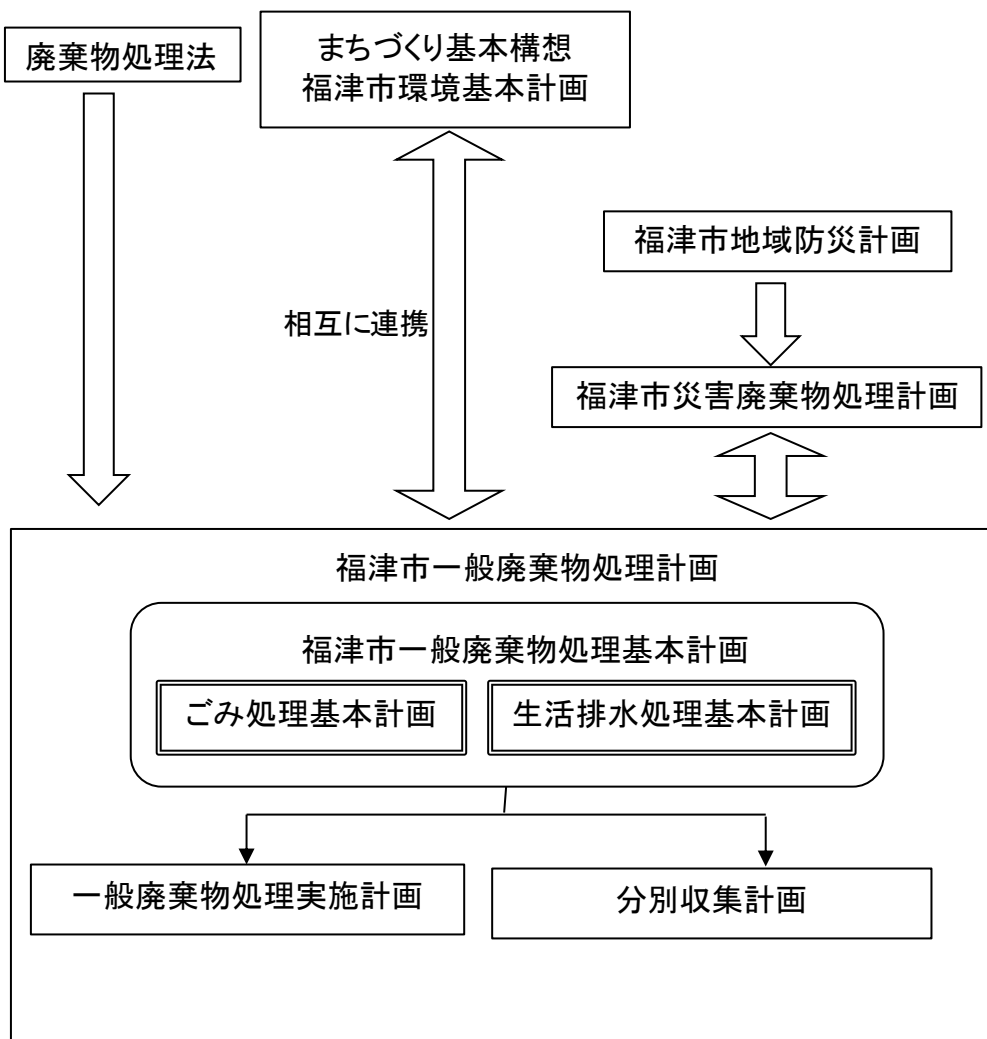
第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画です。

一般廃棄物処理基本計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画については「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成ります。

図 1-1 本計画の位置付け



第2章 福津市の概況

第1節 自然環境

1. 位置・地形

本市は、福岡県の北部にあり、福岡市と北九州市の間に位置しています。北東側は宗像市、南東側は宮若市、南側は古賀市に隣接しており、西側は玄界灘に面しています。福岡・北九州両政令市への通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域として、更には、新鮮な食料品の生産供給地域としての広域的な役割を持っています。

市の面積は52.76km²で、東部を山、西部を海に囲まれています。特に海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山林は、昭和31年に玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成しています。

図2-1 位置図



第2節 社会環境

1. 人口の動態・分布

(1) 人口と世帯数

本市の人口の推移は、表 2-1 と図 2-2 のとおりです。

本市の人口は、年々増加しています。令和 4 年度は前年度と比較して 778 人増加しています。

一世帯あたりの人員は、平成 30 年度で 2.38 人でしたが、令和 4 年度では 2.31 人と減少しました。推移から核家族化の進行や一人暮らしの高齢者の増加が考えられます。

表 2-1 人口と世帯数の実績

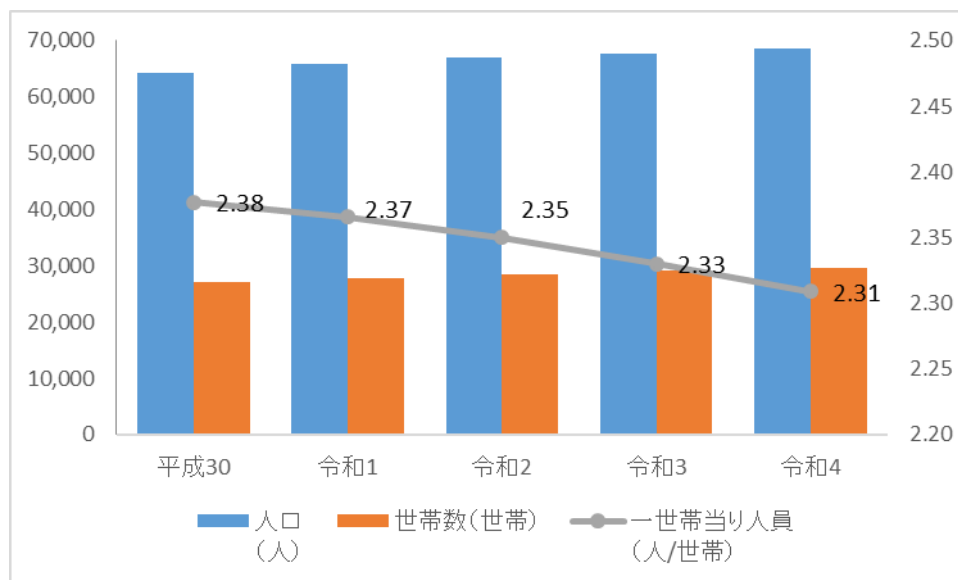
年度	人口 (人)	対前年人口 増減数 (人)	対前年人口 増減率 (%)	世帯数 (世帯)	一世帯当り 人員 (人/世帯)
平成30	64,282	-	-	27,041	2.38
令和1	65,916	1,634	2.48	27,856	2.37
令和2	67,068	1,152	1.72	28,537	2.35
令和3	67,724	656	0.97	29,064	2.33
令和4	68,502	778	1.14	29,662	2.31

(資料: 住民基本台帳(各9月30日現在))

図 2-2 人口及び世帯数の推移

(人・世帯)

(人/世帯)



(2) 人口構造

年齢別人口の状況は、表 2-2 と図 2-3 のとおりです。

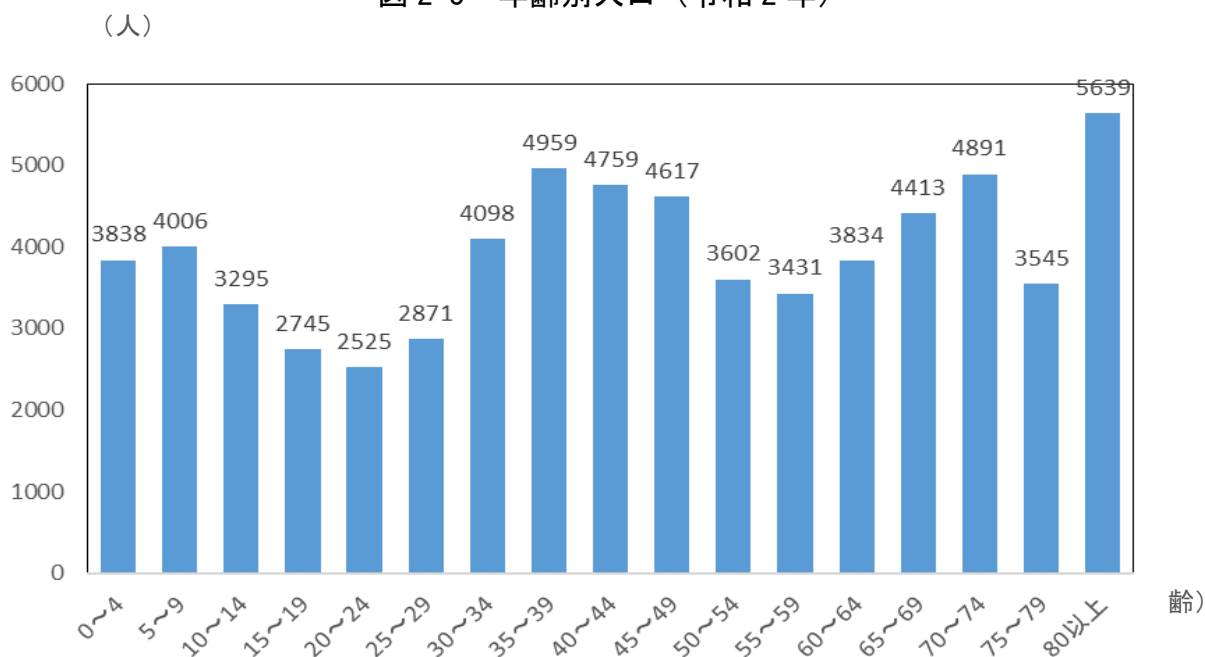
人口構造は、年少人口は平成 27 年においては 14.3%でしたが令和 2 年は 16.4%と増加しています。生産年齢人口は平成 27 年では 56.9%でしたが令和 2 年では 55.0%と減少しています。高齢人口は平成 17 年に 22.0%でしたが、令和 2 年では 28.6%と増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

表 2-2 年齢別人口の状況

区分/年		平成17	平成22	平成27	令和2
年少人口 0～14歳	人口(人)	7,228	7,085	8,402	10,987
	構成比(%)	13.0	12.8	14.3	16.4
生産年齢人口 15～64歳	人口(人)	36,186	34,005	33,451	36,898
	構成比(%)	65.0	61.3	56.9	55.0
高齢人口 65歳以上	人口(人)	12,263	14,341	16,928	19,148
	構成比(%)	22.0	25.9	28.8	28.6
計	人口(人)	55,677	55,431	58,781	67,033
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※高齢人口は年齢不詳者を含むものとする。(資料:国勢調査(各10月1日現在))

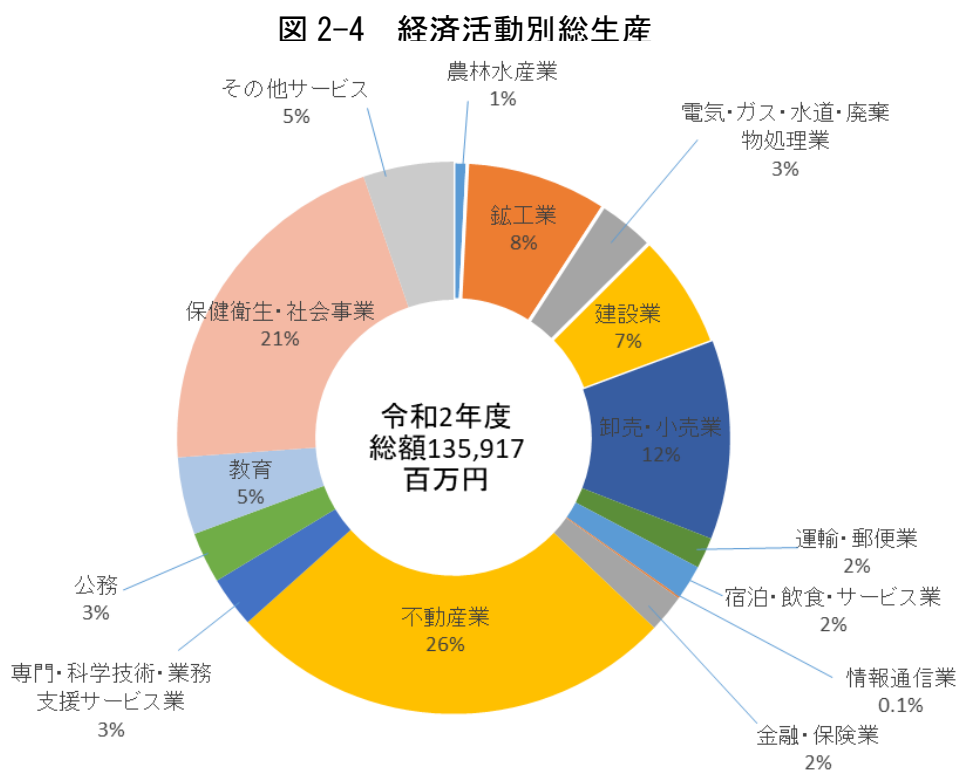
図 2-3 年齢別人口 (令和 2 年)



2. 産業特性

経済活動別総生産の内訳を図 2-4 に、産業別就業人口の内訳を図 2-5 に示します。

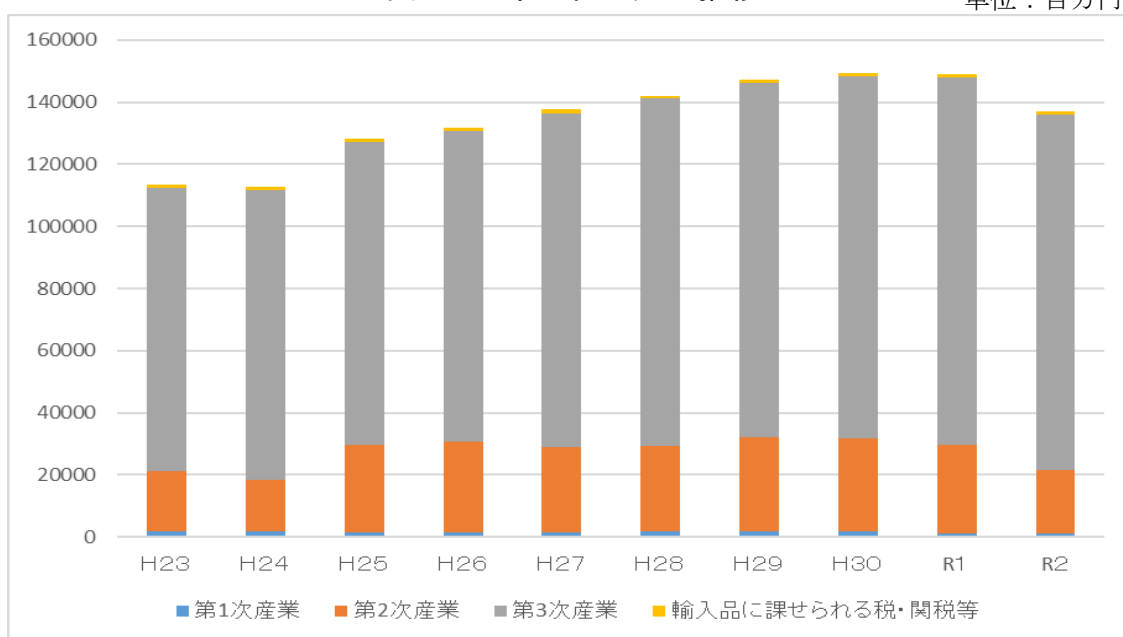
本市には、製造業などの産業の集積が少なく、第三次産業中心の産業構造となっています。



(資料：県民経済・市町村経済計算報告書)

図 2-5 市内総生産の推移

単位：百万円

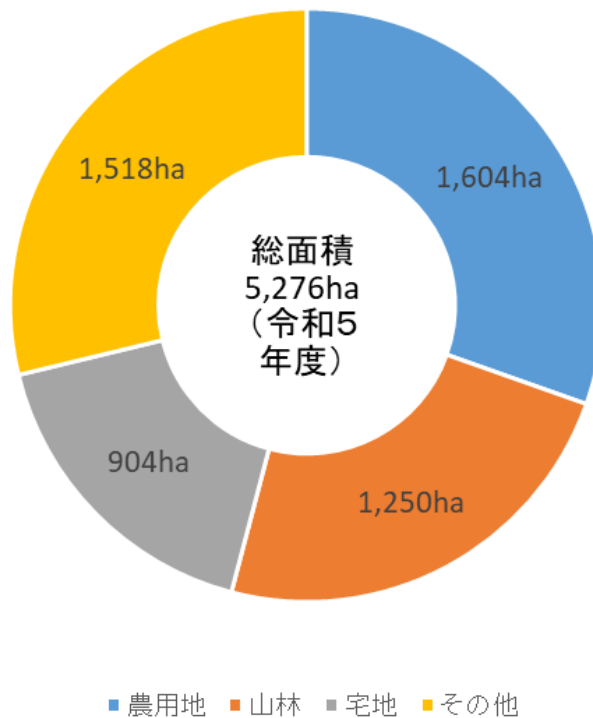


3. 土地利用

本市の土地利用の割合を図 2-6 に示します。

本市の令和5年度の土地利用は、農用地 1,604ha(30%)、山林 1,250ha(24%)、宅地 904ha(17%)、その他 1,518ha(29%) となっています。

図 2-6 土地利用の割合



(資料：税務課 (固定資産概要調書))

4. 将来構想

(1) 福津市まちづくり基本構想

本市では、令和元年 9 月に市まちづくり基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想は、本市における基本理念や将来像など長期的な考え方を示すものです。

(2) 福津市環境基本計画

本市では、平成 29 年 3 月に第 2 次福津市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。この環境基本計画は、基本構想・重点プロジェクトで構成され、めざす環境の姿を「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」と定め、市がめざす環境の姿を実現するために、4 つの目標を掲げそれぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。計画を進める期間は、平成 29 年度～令和 8 年度までの 10 年間とし、環境問題等に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。環境基本計画における 4 つの目標のうち連携する 2 つの目標は表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 施策の体系（抜粋）

めざす環境の姿	4つの目標	施策の方針	基本となる施策
暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”	2.地球温暖化を緩和する	福津の環境を受け継ぐ子孫のために	08ごみの減量 09災害廃棄物の適正処理 10回収・再生利用の推進
	3.快適な生活環境をつくる	福津をさらに住みよい、住みたいまちに	14不法投棄対策 17共働による地域美化の推進 18安全な水の供給

（資料：第 2 次福津市環境基本計画）

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理事業の概要

1. ごみ処理の概要

福津市のごみ処理施設には、古賀清掃工場と福津市不燃物処理場があります。

古賀清掃工場は、主に燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」という。詳細は表3-1-1に示す。）と資源物を処理する施設であり、玄界環境組合（福津市、古賀市、新宮町、宗像市）において運営しており、福津市、古賀市及び新宮町がごみを搬入しています。

福津市不燃物処理場は、一般家庭から排出される陶磁器類を処理する施設です。

また、民間施設で剪定くず・草類を資源化しています。

2. ごみ処理の体系

ごみ処理のフローを図3-1-1に示します。

本市で発生したごみは、可燃ごみ、分別ごみ（資源物など）に大別されます。分別ごみは、排出段階で表3-1-2に示すとおり分別区分を設けており、それぞれ委託業者による収集、または自己搬入[※]が行われています。

これらほとんどのごみは、玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融・破碎・選別などの中間処理を行った後、ガス化溶融施設の焼却残渣[※]を外部委託し山元還元[※]による再資源化をしています。陶磁器類などは、福津市不燃物処理場で埋立処分を行っています。

なお、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）、家庭用パソコン（デスクトップ本体、ノートパソコン、ディスプレイ）は、市民自ら販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。

このほか、表3-1-3に拠点回収の品目を記載しています。また、分別ステーションの設置や市民団体の集団回収などによる資源化事業により、資源の回収を行っています。

表 3-1-1 燃やすごみ(可燃ごみ)一覧

分類	内容
台所の生ごみ	料理くず、残飯、貝殻など
紙・布類	紙くず、衣類、おむつ、布団、じゅうたん、カーペットなど ※布団、じゅうたんなどで指定袋に入らない大きなものは粗大ごみです
ゴム・革製品	靴、バッグ、ベルトなど
ビニール・プラスチック類	ホース、プランター、文具、CD、ポリタンク、ポリバケツなどの日用品 ※衣装収納箱、大型ポリ容器などで指定袋に入らない大きなプラスチックは粗大ごみです。
草木類	木片、除草した草、庭木の剪定枝など ※草と剪定枝は、分別ごみとして排出できます。

図 3-1-1 処理フロー図

図1 ごみ処理フロー

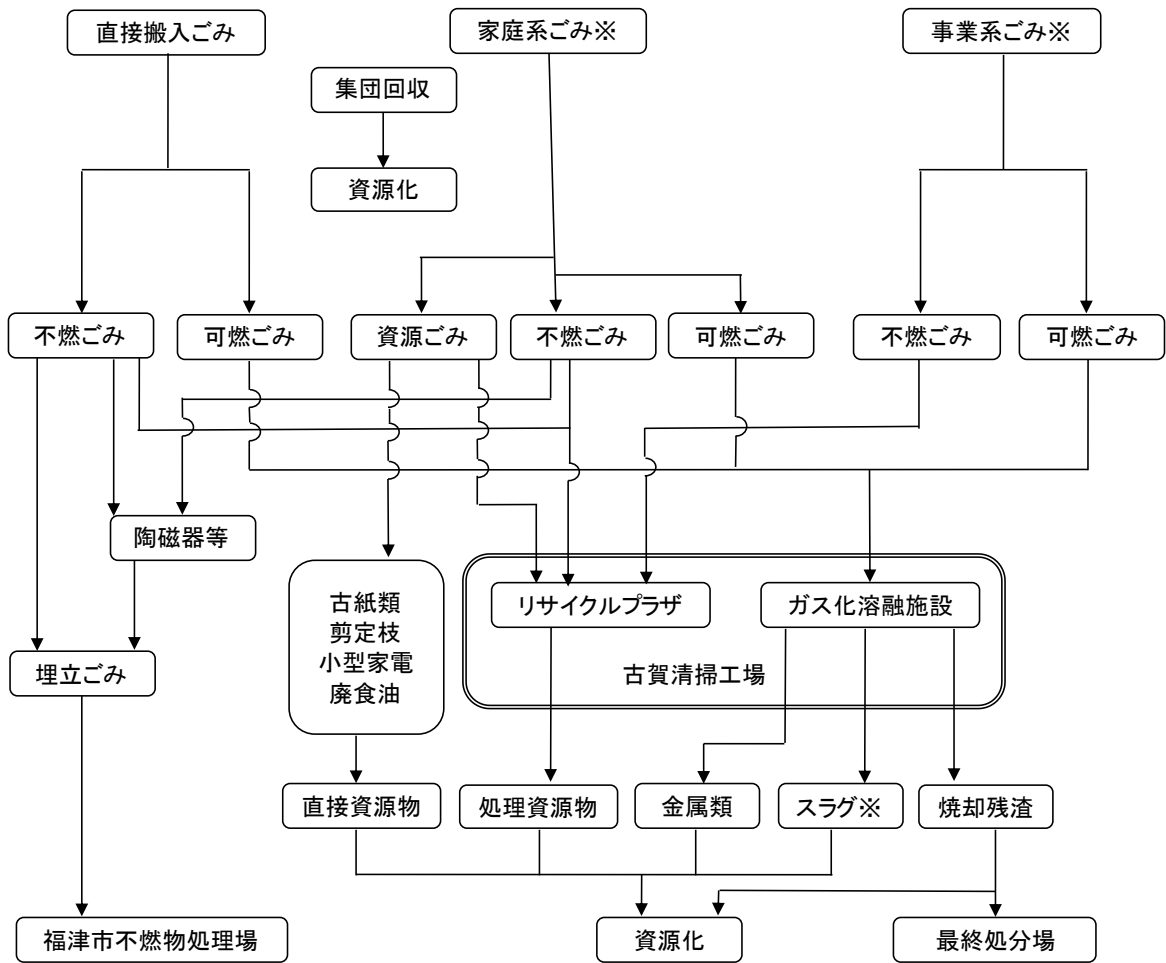


表 3-1-2 分別ごみ（資源物など）の分別区分

分別区分	ごみ種類
飲料かん	ジュースかん、ビールかんなど(スチール・アルミどちらでも可)
金属混合物	小さな家電類、刃物、金属がついているもの
スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ
ライター	ライター等
びん	酒、ジュース、コーヒー、調味料、清涼飲料水、栄養ドリンク
ガラス	上記「びん」以外のガラス、板ガラス、ガラス食器、化粧ビン、ガラス食器、油びん、哺乳びん、耐熱ガラス、割れたびん
紙パック	牛乳などの飲料用の紙パックに限る(容量に制限なし)
プラ容器包装・食品用トレイ	プラマークのついたもの、肉・魚・青果トレイ
ペットボトル	飲料、酒類、調味料などの入っていたペットボトル
発泡スチロール	家電品等の梱包材、魚箱等の発泡スチロール
陶磁器類	皿、茶碗、花瓶、植木鉢、ブロック、瓦など
蛍光管	蛍光灯、電球(LED電球は金属混合物)
乾電池	使用済み電池
剪定くず・草等	庭木の剪定くず、草など

表 3-1-3 拠点回収一覧

分類	回収場所
廃食用油	市役所、津屋崎行政センター
小型家電	市役所、津屋崎行政センター
インクカートリッジ	市役所、津屋崎行政センター
水銀使用体温計・温度計・血圧計	市役所うみがめ課
古紙・古着	中央公民館上段駐車場倉庫

第2節 ごみ排出量とごみ質の推移

1. ごみ排出量の推移

本市の総排出量は表 3-2-1 のとおりです。

平成 30 年度以降、総排出量は横ばいを示しています。

また、1人1日当りのごみ排出量（以下、「原単位」といいます。）は、減少傾向を示しています。

原単位について、全国平均や福岡県平均と比較すると、令和3年度では、全国平均、福岡県平均より低い数値になっています。

表 3-2-1 ごみの総排出量

	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4
人口(各 9 月 30 日現在)(人)	64282	65916	67068	67724	68502
ごみ総排出量(t換算)	20,959	21,494	21,364	20,929	21,203
ごみ総排出量(kg)	20,959,180	21,493,853	21,364,349	20,929,341	21,203,309
古賀清掃工場(下水汚泥 [※] 除く)	17,830,090	18,202,950	18,275,380	18,082,760	18,404,800
(小型家電:拠点回収)	(190)	(280)	(0)	(390)	(360)
不燃物処理場(陶磁器類)	202,646	166,950	183,689	183,689	195,814
処理困難物	1,630	7,220	3,036	3,970	5,358
剪定くず	1,705,360	1,963,190	1,900,150	1,776,070	1,842,300
廃食用油(拠点回収)	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
古紙・古布:集団回収・拠点回収	1,216,954	1,151,104	999,429	880,283	752,616
1 人 1 日あたりのごみ総排出量					
日数(日)	365	366	365	365	365
福津市(g)	893	891	873	847	848
福岡県(g)	946	945	946	928	-
全国(g)	919	918	901	890	-

※古賀清掃工場の搬入実績には下水汚泥はあわせ産廃 [※]ため除く

(資料：うみがめ課)

2. ごみの性状

令和4年度に本市の一般家庭を対象として行った可燃ごみの組成調査※は年3回(8月、9月、10月)、都市部と山間部の可燃ごみの回収エリアごとに実施しました。表3-2-2に示すように家庭系可燃ごみでは生ごみが26.42%と最も多く、次いで剪定枝・草12.33%、プラスチック容器包装10.58%となっています。

表3-2-2 家庭系可燃ごみの組成割合

組成別分類	分類項目	湿組成割合(%)			
		平成29年度		令和4年度	
紙類	紙パック	22.65	0.25	16.25	0.53
	段ボール		1.35		0.56
	紙製容器包装		2.63		2.82
	新聞紙		3.07		1.89
	雑紙(雑誌、厚紙、ノート類)		6.03		3.21
	その他紙		9.32		7.24
プラスチック類	ペットボトル	17.15	1.12	21.37	1.29
	発泡スチロール		0.03		0.03
	発泡トレイ		0.45		0.34
	プラスチック容器包装		9.22		10.58
	プラスチック製品		6.33		9.13
布類	皮革製品	3.20	0.00	4.28	0.47
	衣料品		1.50		2.13
	綿製品、その他繊維		1.70		1.68
木・竹・わら類	木製品、材木	4.27	0.42	12.83	0.50
	剪定枝、草		3.85		12.33
厨芥類	生ごみ	43.23	43.23	26.42	26.42
その他	ゴム	7.92	0.02	17.46	0.10
	複合素材の製品		0.22		4.09
	可燃物その他		1.23		3.00
	紙おむつ		6.45		10.27
不燃物	缶、金物	0.97	0.40	0.47	0.47
	びん、ガラス		0.32		0
	不燃物その他		0.25		0
収集袋		0.62	0.62	0.89	0.89
全体の水分(%)			47.46		30.84

また、紙類とプラスチック類の組成割合を見てみると、表 3-2-3 に示すように紙類の 55.5%は古紙類などの資源が含まれており、表 3-2-4 に示すようにプラスチック類の 49.5%がプラスチック容器包装です。

表 3-2-3 紙類の組成割合

			平成29年度	令和4年度
紙類	再資源化可能なもの	紙パック	1.1	3.3
		段ボール	6.0	3.5
		紙製容器包装	11.6	17.3
		新聞紙	13.5	11.7
		雑紙(雑誌・厚紙・ノート類)	26.6	19.7
		計	58.9	55.5
	再資源化できないもの	その他紙	41.1	44.5

表 3-2-4 プラスチック類の組成割合

			平成30年度	令和4年度
プラスチック類	再資源化可能なもの	ペットボトル	6.5	6.0
		発泡スチロール	0.2	0.1
		発泡トレイ	2.6	1.6
		プラスチック容器包装	53.7	49.5
	再資源化できないもの	プラスチック製品	36.9	42.7

第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. 排出抑制・資源化の状況

本市では、排出抑制、資源化推進の施策として、集団回収に対する助成、公設分別ステーションの運営などを行いました。

(1) 古紙・古布回収補助金交付制度

自治会、子ども会、シニアクラブなどの営利を目的としない市内の団体に対し、「福津市古紙・古布回収補助金交付要綱」の算定基準により補助金を交付し、新聞紙、雑誌、段ボールなどの古紙および古布のリサイクルの推進を図っています。

集団回収の実績は表 3-3-1 のとおりです。近年では減少しています。

表 3-3-1 古紙・古布集団回収量の推移

区分/年度	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4
回収量(t)	944	885	719	600	551
団体数	107	-	102	107	102

(2) 分別ステーション

会 場 : 地域分別ステーション (市内の公園など約 140箇所)
開設日 : 月に1回日曜日 (地域によって異なる)
開設時間 : 1時間程度 (地域によって異なる)
受入品目 : 14品目

会 場 : ハーモニー広場駐車場横の公設分別ステーション
開設日 : 第1・3日曜日および第2・4土曜日
開設時間 : 10:00~15:50 (昼休み 11:50~13:00)
受入品目 : 地域分別で排出している品目のうち剪定くずを除いた13品目

会 場 : 林田産業グリーンリサイクルセンター敷地内
開設日 : 4月~12月 第1~4土曜日
1月~3月 第2・4土曜日
開設時間 : 9:00~14:50 (昼休み 11:50~13:00)
受入品目 : 剪定くず、草等

会 場 : 福津市中央公民館上段駐車場敷地内
開設日 : 火曜日~金曜日 (祝日、お盆、年末年始、月曜日が祝日の場合
翌日の火曜日を除く)
開設時間 : 9:00~16:30
受入品目 : 古紙、古着

(3) 総資源化量と再生利用率

総資源化量[※]と再生利用率[※]の実績は表 3-3-3 と図 3-3-1 のとおりです。
令和 3 度の本市の再生利用率は、福岡県平均を上回っています。

表 3-3-3 総資源化量と再生利用率

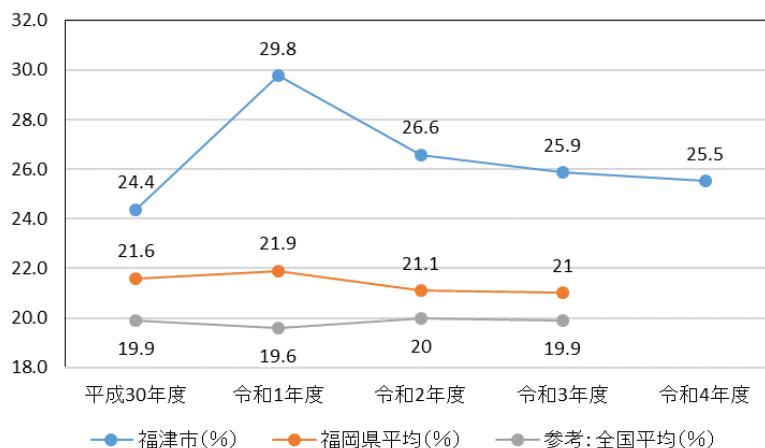
区分/年度	平成30	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
古賀清掃工場総資源化量(t)	2,183	3,281	2,778	2,644	2,815
焼却施設残渣資源化量 [※]	755	1839	1208	1124	1217
リサイクルプラザ資源化量 [※]	811	779	851	792	890
リサイクルプラザ直接資源化量 [※]	177	202	240	239	214
山元還元量	440	461	479	489	494
集団・拠点回収量(古紙・古布、廃油)(t)	1,219	1,154	1,002	993	755
剪定くず回収量(t)	1,705	1,963	1,900	1,776	1,842
注1 総資源化量 [※] (t)	5,107	6,398	5,680	5,413	5,412
ごみ総排出量(t)	20,959	21,494	21,364	20,929	21,203
注2 再生利用率(福津市)(%)	24.4	29.8	26.6	25.9	25.5
再生利用率(福岡県)(%)	21.6	21.9	21.1	21.0	-
注3 参考:リサイクル率(全国)(%)	19.9	19.6	20	19.9	-

注 1 総資源化量 = 「古賀清掃工場総資源化量」 + 「集団・拠点回収量(古紙・古布、廃油)」 + 「剪定くず回収量」

注 2 再生利用率 = 「総資源化量」 ÷ 「ごみ総排出量」

注 3 リサイクル率 = 「総資源化量」 ÷ 「ごみ処理量 + 集団回収」

図 3-3-1 再生利用率の実績



(4) 家庭系ごみと事業系ごみの割合

本市の家庭系ごみと事業系ごみの割合を表 3-3-4 に示しています。

表 3-3-4 家庭系ごみと事業系ごみの割合

	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
人口(各9月30日現在)(人)	64,282	65,916	67,068	67,724	68,502
家庭系ごみ(kg)	16,281,020	16,809,516	16,992,019	16,556,411	16,540,692
古賀清掃工場	13,558,790	14,063,223	14,489,160	14,218,420	14,450,793
不燃物処理場(陶磁器類)	202,646	166,950	183,689	183,689	195,814
処理困難物	1,630	7,220	3,036	3,970	5,358
剪定くず	1,298,500	1,418,580	1,314,040	1,267,480	1,133,690
廃食用油(拠点回収)	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
古紙・古布回収(集団回収・拠点回収)	1,216,954	1,151,104	999,429	880,283	752,616
1人1日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ)(g)	694	697	694	670	662
事業系ごみ(kg)	4,678,160	4,684,337	4,372,330	4,372,930	4,662,617
古賀清掃工場	4,271,300	4,139,727	3,786,220	3,864,340	3,954,007
剪定くず	406,860	544,610	586,110	508,590	708,610
1人1日あたりのごみ総排出量(事業系ごみ)(g)	199	194	179	177	186
日数(日)	365	366	365	365	365

(資料：うみがめ課)

(5) 分別ごみの回収量

平成12年度から開始した分別排出は全市に定着しています。
 分別ごみの回収量は表3-3-5に示すとおりです。

表3-3-5 分別ごみ搬入量

表3-3-5 分別ごみ搬入量

(単位: kg)

年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	
分別ごみ回収量		1,673,136	1,681,910	1,739,759	1,636,089	1,790,166	
内訳	資源	缶	28,350	25,080	30,710	28,470	26,470
		びん	295,890	288,170	292,030	282,950	288,650
		ガラス	44,600	49,810	56,870	62,870	48,400
		蛍光管	5,570	5,310	5,200	5,230	4,850
		乾電池	15,930	14,750	16,920	16,300	15,710
		紙パック	8,670	9,240	9,810	10,110	9,520
		発砲スチロール	8,540	7,770	8,880	8,970	9,360
		ペットボトル	59,390	56,680	63,120	64,560	66,500
		金物	416,190	442,800	517,650	471,930	562,030
		プラスチック容器包装	110,320	111,280	118,150	124,980	132,910
		スプレー缶	13,670	14,340	15,930	14,540	15,320
		剪定くず・草類	543,880	531,440	477,060	417,750	481,770
	不燃	陶磁器類	122,136	125,240	127,429	127,429	128,676
		小型焼却炉	0	0	0	0	0

(6) 古紙類の回収量

福津市の古紙類(古紙・古着)の回収量は、表3-3-6に示すとおりであり、市内の各種団体が行う古紙類の集団回収及び福津市中央公民館駐車場に設置している古紙・古着回収倉庫の回収量の合計です。

集団回収量・拠点回収量はどちらも年々減少していますが、これは新聞社の回収やスーパー等の小売店での回収が増加したことも関係すると考えられます。

表 3-3-6 古紙類の回収量

(単位:kg)

年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
集団回収量		943,594	884,544	719,079	599,933	551,076
内訳	新聞	473,306	418,581	299,676	254,015	227,288
	雑誌	236,755	242,292	212,599	176,271	165,278
	段ボール	179,656	168,609	165,585	150,762	136,955
	古着	53,877	55,062	41,219	18,885	21,555

拠点回収量		273,360	266,560	280,350	247,910	201,540
内訳	新聞	75,310	70,780	62,140	57,570	41,670
	雑誌	82,060	90,260	99,900	81,190	69,750
	段ボール	65,070	53,370	53,510	44,000	26,260
	古着	50,920	52,150	64,800	65,150	63,860

合計		1,216,954	1,151,104	999,429	847,843	752,616
----	--	-----------	-----------	---------	---------	---------

(7) その他の回収量

福津市の公共施設の2か所で小型家電と廃食用油の回収を行っています。
その他の回収量は表3-3-7に示すとおりです。

表3-3-7 小型家電・廃食用油の回収量

(単位:kg)

年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
廃食用油	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
小型家電	190	280	0	390	360
合計	2,690	2,719	2,665	2,959	2,781

第4節 収集・運搬の状況

本市では、市内全体を収集運搬区域としています。家庭から排出されるごみについては、委託業者による収集または自己搬入を行っています。事業所から排出される一般廃棄物は自己搬入または許可業者による収集を行っています。

表 3-4-1 収集・運搬体制の現状

区分		収集回数	収集方法	収集運搬	
家庭系	可燃ごみ	週2回	各戸収集	委託	
	不燃粗大	随時	各戸収集	委託	
	可燃粗大				
	分別収集ごみ	飲料かん	月1回	ステーション	委託
		金属混合物			
		スプレー缶、カセットボンベ			
		ライター			
		びん			
		ガラス			
		紙パック			
		プラ容器包装、食品用トレイ			
		ペットボトル			
		発砲スチロール			
		陶磁器類			
		蛍光管			
		乾電池			
剪定くず・草等					
その他	廃食用油	随時	拠点回収	排出者	
	小型家電				
	インクカートリッジ				
	水銀使用体温計、温度計、血圧計				
	古紙、古着				
事業系ごみ		随時	—	許可	
直接搬入		随時	—	排出者	

第5節 中間処理、最終処分状況

中間処理^{*}については、市内全域を対象として現在稼働している玄界環境組合「古賀清掃工場（ガス化溶解施設、リサイクルプラザ）」による体制を今後も継続し、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

最終処分については、玄界環境組合「古賀清掃工場（最終処分施設）」、「福津市不燃物処理場（埋立処分地）」による体制を継続します。

図 3-5-1 中間処理施設および最終処分場の位置



(1) 玄界環境組合古賀清掃工場

本市で排出される可燃ごみと分別ごみ（剪定くず、草類、陶磁器類、家庭用小型焼却炉を除く）は、玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融、破碎、選別などの中間処理を行った後、ガス化溶融施設の焼却残渣の最終処分を行っていましたが、現在山元還元で焼却残渣も再資源化しています。

玄界環境組合古賀清掃工場の概要を以下に示します。

表 3-5-1 古賀清掃工場概要

施設名称	事業主体	玄界環境組合
	施設名称	古賀清掃工場
	所在地	古賀市筵内1970番地1
	敷地面積	7.8ha
	造成着工	平成12年11月
ごみ焼却施設	建築面積	6,361㎡
	処理能力	260t/日（130t/日×2炉）
	処理方法	キルン式ガス化溶融
	余熱利用	廃熱ボイラ（2基） 抽気復水式蒸気タービン（1基）
	発電出力	4,500kW
	工期	着工：平成13年5月 竣工：平成15年3月
	設計	三井造船株式会社
	施工管理	アジア航測株式会社
	施工	三井造船株式会社
	リサイクルプラザ	建築面積
処理能力		48t（48t/5h）
破碎方式		低速破碎機＋高速破碎機
処理対象物		不燃・粗大ごみ、飲料缶、びん、蛍光管、 乾電池、飲料用紙パック、トレイ、梱包材、 ペットボトル、プラスチック製容器包装
選別設備		磁選機（2基） 粒度選別機（1基） アルミ選別機（2基） 手選別コンベヤ（4基）
工期		着工：平成14年1月 竣工：平成15年5月
設計		株式会社栗本鐵工所
施工管理 施工		アジア航測株式会社 株式会社栗本鐵工所
最終処分場	埋立面積	1,770㎡
	埋立対象物	焼却残渣
	埋立工法	クレーンによる積み増し工法
	埋立容量	11,505㎡
	埋立完了予定	平成44年度
	工期	着工：平成14年2月 竣工：平成15年2月
	設計	国際航業株式会社
	施工管理 施工	国際航業株式会社 前田・小松・松本JV

溶融炉について

ごみ焼却施設ではごみをキルンでカーボンに改質して炉に入れる間接溶融を行っています。

(2) 福津市不燃物処理場

本市で発生する陶磁器類などは、福津市不燃物処理場で埋立処分を行っています。

福津市不燃物処理場の概要を以下に示します。

表 3-5-2 福津市不燃物処理場概要

施設名	福津市不燃物処理場
施設所管	福津市
設置場所	福津市本木2298番地（他9筆）
埋立対象物	家庭から発生するブロック、陶磁器、がれき等
埋立地面積	8,657㎡
埋立容量	31,883㎡
埋立開始年	昭和58年4月
埋立工法	その他埋立構造
排水の処理方法	なし

(3) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移

(千円)

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
処理及び維持管理費	999,989	869,585	908,591	946,817	-

第6節 これまでの取り組み状況

これまでの計画では、4つの基本方針（30ページ）のもとごみ処理に関する施策を実施しました。

（1）環境への配慮を図る

- ①ごみの減量に向けて、市指定ごみ袋の料金改定や粗大ごみの有料化を行いました。
- ②自治会・市民団体などの再生資源集団回収実施団体に対する資源ごみ回収奨励金を継続しました。

（2）4Rを基調とした施策を進める

- ①自治会・市民団体などの再生資源集団回収実施団体に対する資源ごみ回収奨励金を継続しました。
- ②自治会との共働により、資源ごみの分別排出継続し、リサイクルを推進しました。
- ③公設分別ステーション・剪定くず草ステーション・古紙古布回収倉庫・廃油回収・小型家電回収によりリサイクルを推進しました。
- ④粗大ごみの有料化を実施し、リフューズ・リユースの推進を図りました。
- ⑤分別に関する出前講座を開催するなど、リユース、リサイクルに関する啓発を行いました。

（3）市民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む

①市民の取り組み

ごみの減量のために分別して排出を引き続き取り組みました。地域集団回収の実施や地域分別ステーションの運営をし、市民が主体的に資源ごみの分別に取り組みました。

②事業者の取り組み

スーパー等の店舗では、資源物の独自回収を行っている事業者がありました。一方、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書を毎年1回作成し、市長に提出する必要がありますが、計画書の提出がなされていない事業所がありました。

③行政の取り組み

自治会・市民団体などの再生資源集団回収実施団体に対する資源ごみ回収奨励金を継続しました。地域分別ステーションが円滑に実施されるよう毎年4月に分別ステーションを巡回指導しました。

（4）環境教育の充実を図る

- ①小中学校や地域に出向き環境学習を行いました。
- ②環境フォーラムやシンポジウムを通じて、環境保全や資源循環に関する啓発を行いました。

第7節 課題の抽出

1. 排出抑制

(1) 排出抑制

本市では全体的に見るとごみの総排出量は横ばいとなっています。原単位は、令和4年度は848g/人・日となっています。これは全国平均値、福岡県平均と比較すると少なくなっています。

今後とも本市全体で更なる排出抑制に努めるよう、市民や事業所に対して啓発活動などを推進するとともに、必要に応じて新たな排出抑制策の導入についても検討する必要があります。

(2) 資源化

平成12年度から開始した分別排出は全市に定着しており、市内再生利用率は令和3年度で25.9%でした。福岡県平均の21.0%に比べ高い数値です。

また、令和4年度に行った可燃ごみの組成調査では、プラスチック類や紙類の中にリサイクルできるものが可燃ごみに含まれている現状が続いています。

このため、市民、事業者がリユース、リサイクルの意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

2. 収集・運搬

(1) 分別排出の徹底

本市では、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」への対応のため、平成 12 年度からごみの分別排出を実施しています。現在、全市で可燃ごみ、粗大ごみ、分別ごみ 14 区分の合計 16 区分での排出を実施しています。しかし、資源として再利用できるものが、可燃ごみに混入したまま排出されている例も見受けられています。

そのため、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、市民に対する啓発活動を維持・進展させ、資源の分別の徹底を促進することが必要です。

また、市で処理できない家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコンなどのごみの排出方法を周知する必要があります。

(2) 分別排出手法の検討

分別排出会場は行政区ごとに設置し、分別排出は市の施策に協力していただく形で、地域の住民の手、主に自治会で行われてきました。

しかし、高齢化や自治会未加入者等の増加がさらに進展した場合は、排出方法を調査・研究する必要があります。

(3) 不用品回収業者の対策

市の定めた排出方法とは別に、不用品回収業者による回収が行われる場合がありますが、一般廃棄物の場合は市の許可した収集運搬許可業者しか運搬できません。不用品回収業者は収集運搬許可業者と違い適正に処理されない恐れもあることから、不適正な事業者に対する啓発・指導を図っていくことが必要です。

3. 中間処理

玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融・破碎・選別などの中間処理を行っています。本市は、玄界環境組合における施設の適正な維持管理、処理経費の低減のために、ごみ排出量の減量化に努め、協力していく必要があります。

4. 最終処分

玄界環境組合の古賀清掃工場、ガス化溶融施設で中間処理した後、焼却残渣については山元還元により再資源化しています。陶磁器類については福津市不燃物処理場で埋立処分しています。福津市不燃物の残余容量には限りがありますので、延命化を図るためにも更なるごみの減量に努める必要があります。

第4章 基本方針

第1節 基本方針

①環境への配慮を図る

ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

②4Rを基調とした施策を進める

従来の焼却・埋立中心の処理から、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を中心にごみの減量化・資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図ります。

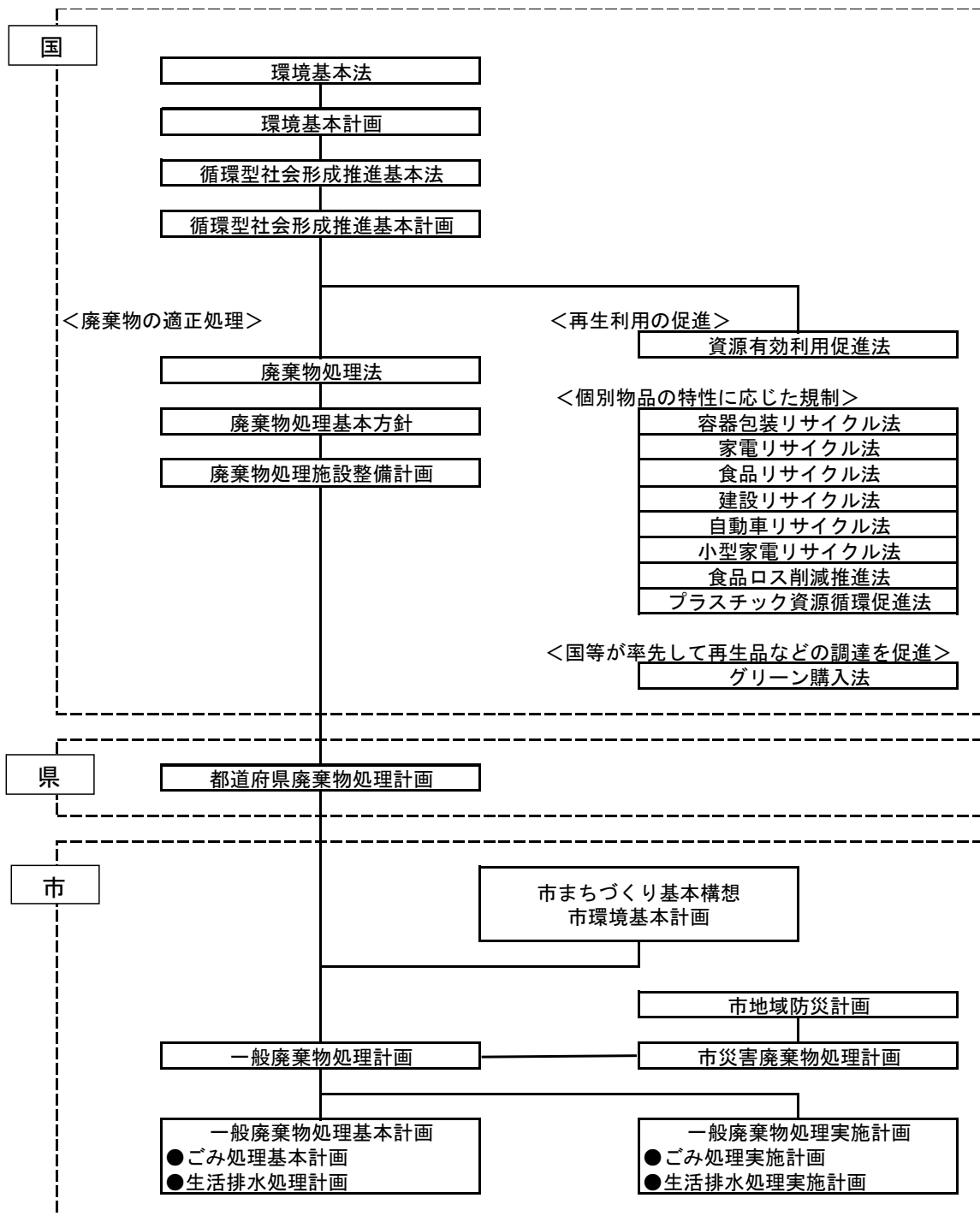
③市民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む

生産から流通、消費、廃棄にいたるまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的にごみ処理を進める必要があります。市民や事業者、そして市それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向けて社会全体で積極的に取り組みます。

④環境教育の充実を図る

市民一人一人が、ごみを減らす工夫を心がけ、生活様式を変えるなど、ごみに対する市民意識を高め、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐため、情報の提供や環境教育の充実を図ります。

図 4-1 循環型社会形成のための法体系図

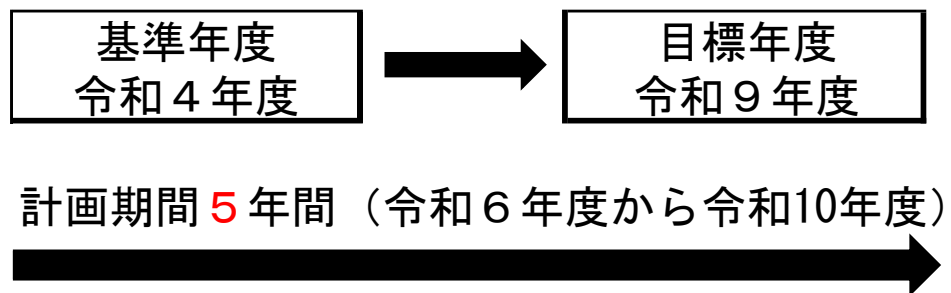


第2節 目標年度

本計画の期間は、令和4年度を基準年度として、目標年度を令和9年度とし令和10年度を最終年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行います。

図4-2 計画期間



第5章 ごみ量の将来推計

第1節 人口の予測

本市の人口の予測結果を、表5-1-1 および図5-1-1 に示します。

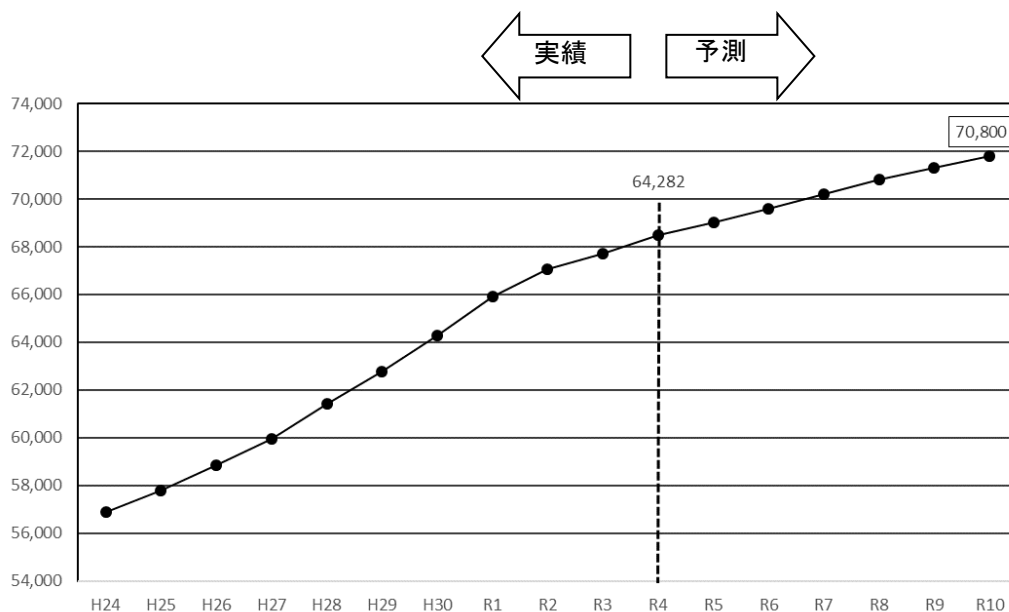
表5-1-1 人口の予測結果（各9月30日現在）

（単位：人）

年度		行政区域内人口	年度		行政区域内人口
実績	平成24	56,885	予測	令和5	69,000
	平成25	57,778		令和6	69,600
	平成26	58,850		令和7	70,200
	平成27	59,934		令和8	70,800
	平成28	61,436		令和9	71,300
	平成29	62,782		令和10	71,800
	平成30	64,282			
	令和1	65,916			
	令和2	67,068			
	令和3	67,724			
	令和4	68,502			

（資料：福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略・福津市人口ビジョンより推計）

図5-1-1 人口の予測結果



第2節 ごみ総排出量の予測

現行体制を継続した場合のごみ排出量の予測結果は表5-2-1のとおりです。

表5-2-1 ごみ総排出量の予測結果（現行体制を踏襲した場合）

年度	総排出量 (t)	日数 (日)	人口 (人)	1人1日あたりのごみ総排出量 (g)
令和4(基準年)	21,203	365	68,502	848
令和5	21,415	366	69,000	848
令和6	21,543	365	69,600	848
令和7	21,728	365	70,200	848
令和8	21,914	365	70,800	848
令和9	22,129	366	71,300	848
令和10	22,224	365	71,800	848

※令和4(基準年)の総排出量については、P13表3-2-1ごみの総排出量を参照

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・再使用・資源化計画

1. 計画目標

排出抑制の促進のためには、市民・事業者・行政が、製品の生産・流通・消費の各過程において環境や資源に配慮するという考えが必要です。社会・経済・生活様式を見直してそれぞれの役割と責任を認識し、廃棄物となるものの発生を各段階で抑制し、また再資源化してその利用を促進し、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組みをつくっていかねばなりません。

このような認識のもと市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に協力し連携して、ごみの排出抑制・再利用・資源化などを促進し、循環型社会の実現を目指します。

ごみの減量の目標については以下のとおりの考え方で決定しました。

福岡県廃棄物処理計画より一般廃棄物の減量化の目標(令和3年3月発行)

- ・令和7年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量約2%削減を目標(平成30年度比)
- ・再生利用率、令和7年度の目標値を22%と設定

1人1日当りのごみ排出量の目標

基準年…令和4年度

848 g (1人1日当りのごみ排出量)

期間……4年間 (令和6年度から令和9年度)

目標

家庭系ごみの目標

・福津市の1人1日当りのごみ排出量 (848 g) × 福岡県の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の1年あたりの削減目標 (2% ÷ 7年 = 0.325%)

$848 \text{ g} \times 0.325\% = 2.76 \text{ g} \approx 2.8 \text{ g}$ (1年間で2.8 g削減)

4年間で11 g (1年間で2.8 g削減)削減する

令和9年度の1人1日当りのごみ排出量 $848 \text{ g} - 11 \text{ g} = 837 \text{ g}$ (令和4年度比-1.3%)
--

再生利用率の目標

福岡県の目標が実績値を踏まえていることから、基準年である令和4年度の再生利用率が25.5%であるが、平成30年度から令和4年度までの実績を踏まえ27%に設定する。

本章で示す排出抑制のための施策を考慮した場合のごみ排出量の予測結果を表 6-1-1 に示します。

具体的な計画目標は、表 6-1-2 のとおりです。目標達成後のごみ排出量の予測結果を表 6-1-3 に示します。

表 6-1-1 ごみ総排出量の予測結果（排出抑制・資源化施策推進後）

	総排出量(t)	日数	人口	1人1日あたりのごみ総排出量(g)
令和4	21,203	365	68,502	848
令和5	21,415	366	69,000	848
令和6	21,466	365	69,600	845
令和7	21,575	365	70,200	842
令和8	21,681	365	70,800	839
令和9	21,842	366	71,300	837
令和10	21,857	365	71,800	834

※令和4(基準年)の総排出量については、P13表3-2-1ごみの総排出量を参照

※令和4(基準年)の1人1日あたりのごみ総排出量は小数点以下を四捨五入しています

表 6-1-2 目標年度(令和9年度)の減量化・資源化目標

項目	目標
1人1日当りのごみ排出量の削減目標	1人1日当りのごみ排出量を令和4年度の848gから令和9年度では837gに、1.3%削減します。
再生利用率の目標	分別排出や集団回収などの資源化事業、中間処理での資源回収により、再生利用率を27%とします。

表 6-1-3 目標達成後のごみ排出量

	令和4年度	令和9年度
計画収集人口(人)	68,502	71,300
総排出量(t)	21,203	21,842
原単位(g/人・日)	848	837
総資源化量(t)	5,412	5,897
再生利用率(%)	25.5	27.0

2. 市民・事業者・行政の役割

本市では、目標を達成するために、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

表 6-1-4 市民・事業者・行政の役割

主体	役割
市民	<p>市民1人ひとりがごみを排出する当事者ということ認識し、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。</p> <p>ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していく事が大切です。</p> <p>地域分別排出について、市民は行政区ごとに相互に協力する必要があります。市民の皆さんが分別排出会場を利用できるよう、行政区ごとに分別当番や負担金等の地区のルールを定めて、相互に協力して運営することが大切です。</p>
事業者	<p>事業者は、自らのごみを適正に処理・処分することが原則である事を認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。</p> <p>また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。</p>
行政	<p>市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。</p> <p>市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。</p> <p>ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。</p> <p>また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、新たに災害対策についての検討を進めます。</p>

3. 排出抑制、資源化のための施策

(1) 市民における施策

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、事業者や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①資源物の分別排出・集団回収の促進

市民は、可燃ごみ等に含まれる資源物の混入を無くすために、分別排出を徹底し、資源物の資源化を推進します。特に可燃ごみに混入している雑紙類の分別は、住民団体等を通じて集団回収を行うことにより、ごみの減量化とともに地域コミュニティの育成にも役立ちます。

②生ごみの減量化・堆肥化

市民は、可燃ごみの減量化を図るため、可燃ごみの約26%を占める生ごみの減量に努めます。食品ロス※発生抑制のために必要以上の買い物をしないこと、また、生ごみの大部分が水分であることから、十分な水切りを行い、さらに、生ごみコンポスト等を活用して生ごみの減量に努めます。

③マイバッグの利用と容器包装類の回収推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用することでレジ袋の発生を抑制します。また、スーパーなどが実施している食品用トレイ、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装類の回収を活用します。

④使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、ごみの発生抑制のために必要以上の買い物をしません。家具などの大きなものは長く使えるものを買って、可能な限り修理品しながら使います。再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

⑤環境美化活動

市民は、全市一斉美化運動、ラブアースによるごみ拾い、環境フォーラム等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。

(2) 事業者における施策

事業者は、排出者責任※に基づき適正にごみを処理し、市民や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。
また、事業者向けの「福津市事業所のごみの出し方」を活用し、適正な排出を図ります。

②過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛します。

③使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

④店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。

⑤多量排出事業者※に対する減量化指導の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

(3) 行政における施策

行政は、自らが模範となるように次に示す行動を実践するとともに、市民や事業者と協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①資源物の戸別収集の検討

家庭ごみの分別と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上のために、令和5年7月に粗大ごみの有料化・戸別収集を実施しました。資源ごみの戸別収集等については調査研究及び玄界環境組合の構成市町と協議をしていきます。

②製品プラスチックのリサイクル

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックのリサイクルについては、玄海環境組合の構成市町と協議しながら、実施時期を検討していきます。

③教育、啓発活動の充実

ア 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。また、今後は新たに食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

○環境講座の開催回数の増加

イ 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と学習を習得してもらうために環境フォーラム等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

○出前講座の開催

ウ 情報の提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるように、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページ、説明会等を活用して提供します。

○広報紙・ホームページ等によるポイントを絞った情報提供

エ 地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化に取り組む市民や市民団体に対する支援を促進します。

また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、転入者も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 大規模マンション等の集合住宅の建設、宅地開発等が行われる際は、入居者への排出ルールや集団回収の周知徹底を図る
- ボランティアに対するボランティア専用袋の無料配布
- オ 古賀清掃工場・エコロの森における事業の周知及び活動
 - エコロの森において実施している各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を推進します。

④飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

⑤集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。

○ルール違反が著しい集合住宅への個別指導

第2節 収集・運搬計画

1. 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における市民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう、中間処理施設や最終処分場まで搬入する手段として位置付けられます。また、多様化するごみの質に対応して収集・運搬体制を整備する必要があります。

本計画においては、ごみの発生・排出状況および処理処分体系により、市民サービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制を整備することを目的とします。

また、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われていることを踏まえ収集・運搬計画を作成しています。

2. 収集・運搬の方法

(1) 収集区域

収集区域は、市内全域を対象とします。

(2) 収集対象物

本市では、可燃ごみと粗大ごみと分別ごみ（資源物など：14区分）の併せて16分別で収集を行っています。今後、国などの施策に応じた対応を図ります。

(3) 収集・運搬体制

目標年度（令和9年度）における収集体制を表6-2-1に示します。

収集頻度、収集方式とともに基本的には現行どおりとします。高齢者社会に対応した収集方法（資源ごみの戸別収集など）も研究していきます。

(4) 事業系ごみの収集・運搬方法

事業系ごみは、許可業者による収集または自己搬入とします。

表 6-2-1 収集・運搬体制（計画目標年度）

区分		収集回数	収集方法	収集運搬	
家庭系	可燃ごみ	週2回	戸別収集	委託	
	粗大ごみ	随時			
	分別ごみ	飲料かん	月1回		ステーション
		金属混合物			
		スプレー缶、カセットボンベ			
		ライター			
		びん			
		ガラス			
		紙パック			
		プラ容器包装、食品用トレイ			
		ペットボトル			
		発砲スチロール			
		陶磁器類			
		蛍光管			
		乾電池			
	剪定くず、草等				
その他	廃食用油	随時	拠点回収	排出者	
	小型家電				
	インクカートリッジ				
	水銀使用体温計、温度計、血圧計				
	古紙、古着				
事業系ごみ		-	-	許可	
直接搬入		-	-	排出者	

※家庭系ごみ(水銀体温計、温度計、血圧計を除く)は、許可業者による臨時収集が可能です。

第3節 中間処理計画

1. 計画目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理することで、減容化と再資源化を行い最終処分場への負担を軽減するために実施されています。

一般的な処分方法としては、可燃ごみの焼却・溶融処理、資源ごみの資源選別処理、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理などが挙げられます。また、このほかに、固形燃料化や堆肥化なども中間処理の方法として考えられます。ここでは、排出されるごみをなるべく分別排出などによって再資源化することを第一としています。それでもなお、焼却・溶融処理、破碎・選別などの中間処理を行うことが必要なごみについては、その量と性状に適した中間処理を行うこととします。

2. 中間処理の方法

目標年度（令和9年度）における中間処理の方法を表6-3-1に示します。

表6-3-1 中間処理の方法（計画目標年度）

種類		処理方法	搬入先
可燃ごみ		ガス化溶融	古賀清掃工場
粗大ごみ		破碎、選別、ガス化溶融	
分別ごみ	飲料かん	選別、圧縮、管	
	金属混合物	破碎、選別、ガス化溶融	
	スプレー缶、カセットボンベ	選別、ガス化溶融	
	ライター	破碎、選別、ガス化溶融	
	びん	選別、保管	
	ガラス	破碎、選別、ガス化溶融	
	紙パック	選別、圧縮、保管、梱包	
	プラ容器包装、食品用トレイ	選別、圧縮、保管、梱包	
	ペットボトル	選別、圧縮、保管、梱包	
	発砲スチロール	選別、減容	
	蛍光管	保管	
	乾電池	保管	
	陶磁器類	埋立	
剪定くず、草等	堆肥化	民間業者	
家庭用小型焼却炉	保管	民間業者・不燃物処理場	
ペンキ	攪拌調色	民間業者	

第4節 最終処分計画

1. 計画目標

廃棄物の処分や作業の中で、最終処分は、生活環境保全に重要なかわりを持っていて、最終処分場は、廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化を行う施設として今後も必要です。

本市では、排出抑制・資源化施策を実施してごみの減量・資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図った上で、中間処理後の処理残渣について適正な最終処分を行っています。したがって、今後とも現行体制を継続して、最終処分量の軽減のため、ごみの減量、資源化をより一層推進しつつ中間処理による減容化を図り、最終処分場の延命化を図ることを前提として、環境などに配慮した方法で適正に最終処分していくこととします。

2. 最終処分の方法

本市では現在、陶磁器類などは福津市不燃物処理場で埋立処分しています。また、古賀清掃工場のガス化熔融施設から生成するスラグは再資源化を図り、焼却残渣については山元還元により再資源化しています。今後も適正な方法で処分を行っていきます。

第5節 不適正処理対策

1. 不法投棄対策

現在、本市では、特に不法投棄の多い地域で、自治会によるパトロールや環境指導員によるパトロール・不法投棄物の収集運搬を実施していますが、不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄などの対策として以下の施策を推進していきます。

- ・自治会の要望に基づき不法投棄防止看板を配布します。
- ・不法投棄が多い場所には不法投棄防止看板や不法投棄防止鳥居、不法投棄防止カメラ等を設置し、不法投棄抑止に努めます。
- ・地域分別ステーションに不法投棄された廃棄物には不適物シールを貼ります。

2. 処理困難物対策

廃タイヤや危険物などの処理困難物については、市民自ら販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。また、排出者に対しては、適正な排出方法について広報などで周知徹底を図っていきます。

第6節 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難です。そのため、福津市災害廃棄物処理計画を基に事前の策を講じます。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針と目標年度

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

市内には西郷川をはじめ複数の河川が流れ、玄界灘に注いでいます。西郷川流域では、日蔭野地区の宅地化が進み、大幅に人口が増加しています。

現在、平成20年に福間浄化センターが運用開始したことや河川愛護に対する市民の意識向上により、西郷川の河口付近では生活環境の保全に関する環境基準（BOD^{※1} 3mg/l以下）を平成24年以降下回っています。

今後も西郷川の水質改善にとどまらず、魚が泳ぎ、子どもたちが安心して川で遊べるような、清流の復活を引き続き目指します。

表 7-1 西郷川浜田橋（環境基準点）におけるBODの水質検査結果の推移

平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
2.4	2.4	3.6	3.0	3.1	1.7	2.7	1.2	1.0	1.2	1.3

(資料：うみがめ課)

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）：細菌が5日間で、汚れを分解するときに必要な水中の酸素量を示し、汚れた水ほど数値が大きくなります。

(2) 生活排水処理施設の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行います。また、生活排水の処理施設を順次整備していきます。処理施設の整備の基本方針は次のとおりです。

- ①生活排水は、一部の地域を除き地域集合型の処理施設を整備し処理します。集合処理施設は「公共下水道（特定環境保全公共下水道[※]含む）」とし、地域性や施設の特性を十分に考慮して、適切な配置を行い整備します。
- ②上記の集合処理施設での処理が適当ではない地域や分散して立地している家屋は、合併処理浄化槽を設置し処理します。
- ③単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水処理を進めるため、それぞれの状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を指導します。
- ④公共下水道計画区域に含まれない区域の宅地開発などについては、開発の規模に応じて合併処理浄化槽による個別処理を行います。

2. 目標年度

本市の生活排水処理基本計画の目標年度は、令和9年度とします。

なお、中間目標年度は令和4年度とし、諸条件に大きな変動があった場合は、随時見直しを行います。

第2節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の排出の現状

本市における生活排水の処理体系を図7-1に示します。また生活排水の排出の状況は表7-2に示すとおりです。平成29年度では計画処理区域内人口62,782人のうち、56,563人の生活排水が適正に処理されています。

浄化槽設置整備事業については、公共下水道計画予定区域以外を対象に事業を進めましたが、生活排水対策を更に推進するため、平成18年度以降は、福津市全域（公共下水道認可区域を除く）に事業区域を拡大しました。

公共下水道の福間地区においては、昭和40年に東福間処理区の約63haに事業認可を得て事業に着手しました。また、昭和62年に福間処理区（千鳥地区）の約14haに事業認可を得ました。平成17年に福間処理区の事業認可区域約393haで変更認可を行い、平成20年に福間浄化センターの供用を開始しました。津屋崎地区では、平成8年に津屋崎処理区の公共下水道約99ha、平成9年に特定環境保全公共下水道約48haの認可を取得し、平成14年3月に津屋崎浄化センターが一部供用を開始しています。平成15年に事業計画区域約299haで変更認可を行い、平成29年度の下水道処理区域は約1,267haで処理人口は62,736人です。

図7-1 生活排水の処理体系

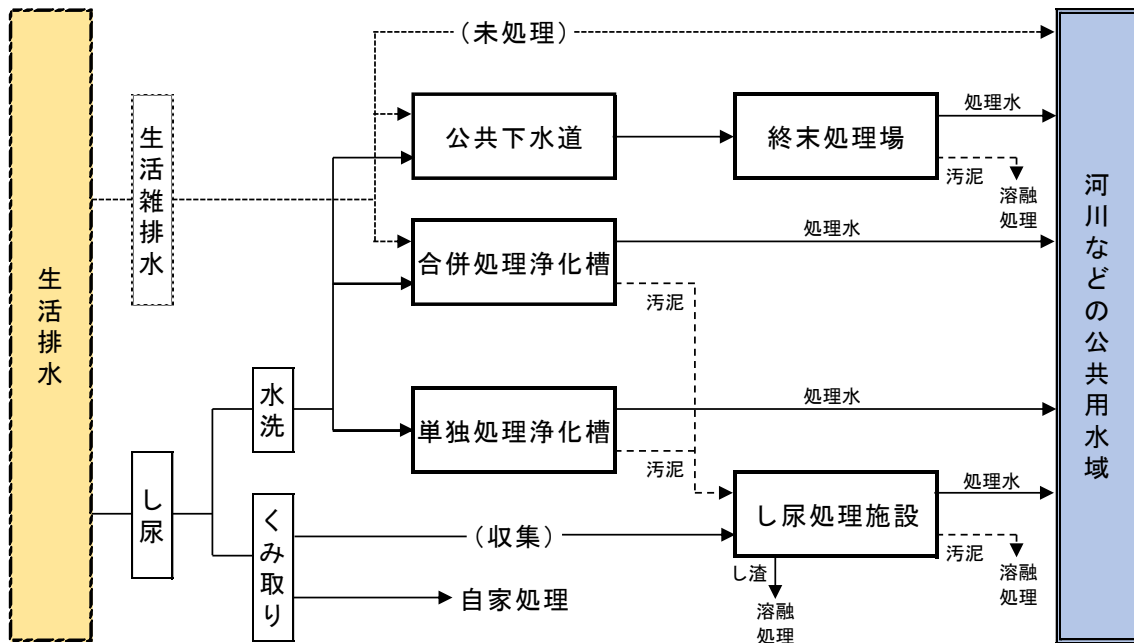


表 7-2 生活排水の排出の状況

単位：人

区分/年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
1. 総人口	58,277	59,293	60,684	62,149	63,545
(計画処理区域内人口)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	50,049	51,088	54,648	55,916	57,452
	85.8%	86.1%	90.0%	90.0%	90.4%
公共下水道	37,840	40,879	44,548	47,329	49,441
	64.9%	68.9%	73.4%	76.2%	77.8%
コミュニティ・プラント	3,628	0	0	0	0
	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽	8,581	10,209	10,100	8,587	8,011
	14.7%	17.2%	16.6%	13.8%	12.6%
3. 非水洗化・非生活排水 処理人口	8,228	8,205	6,036	6,233	6,093
	14.2%	13.9%	10.0%	10.0%	9.6%
単独処理浄化槽	358	425	421	357	1037
	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	1.6%
非水洗化人口（普通便槽、 簡易水洗、クリーントイ レ、自家処理）	7,870	7,780	5,615	5,876	5,056
	13.6%	13.2%	9.3%	9.4%	8.0%

(資料：うみがめ課)

※平成 31 年度にし尿処理に関する循環型社会形成地域計画の改定を行いましたので、福津市生活排水処理基本計画の人口や排出量等の見直しを行いました。

※コミュニティ・プラントは平成 26 年度以降、公共下水道に接続しています。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 現況

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、一般廃棄物処理業の許可業者が行っています。浄化槽の清掃については、浄化槽法による浄化槽の清掃業の許可業者が実施しています。

また、本市のし尿と浄化槽汚泥は、宗像地区事務組合のし尿処理施設で処理しています。宗像地区事務組合のし尿処理施設は昭和54年に稼働開始した標準脱窒素処理＋高度処理の処理能力130kl/日の施設であり、平成29年度の稼働率は31.8%です。

宗像地区事務組合宗像浄化センター（し尿処理場）及び古賀市汚泥再生所センターの施設概要を表7-3に示します。

表7-3 施設概要

名 称	宗像地区事務組合宗像浄化センター（し尿処理場）
設置場所	宗像市曲 1377 番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、コミプラ汚泥
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理
処理開始年	昭和 54 年
処理能力	130kl/日

（資料：宗像地区事務組合）

名 称	古賀市汚泥再生処理センター
設置場所	古賀市鹿部 459 番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋汚泥助燃剤化
処理開始年	令和 5 年
処理能力	52kl/日

（資料：古賀市）

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出の状況

し尿・浄化槽汚泥の排出状況は表 7-4 のとおりです。

表 7-4 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

区分/年度		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
年間量 (kL/年)	し尿	17,635	14,955	12,765	10,897	8,769
	浄化槽汚泥	6,362	2,935	2,382	2,024	1,965
	合計	23,997	17,890	15,147	12,921	10,734
1日量 (kL/日)	し尿	48.32	40.97	34.97	29.85	24.02
	(前年差)	-	(-7.35)	(-6.00)	(-5.12)	(-5.83)
	浄化槽汚泥	17.43	8.04	6.53	5.55	5.38
	(前年差)	-	(-9.39)	(-1.51)	(-0.98)	(-0.17)
	合計	65.75	49.01	41.50	35.40	29.40
原単位 (L/人・日)	し尿	6.14	5.27	6.23	5.07	4.75
	浄化槽汚泥	1.95	0.76	0.62	0.62	0.60

(資料:うみがめ課)

※ し尿原単位 = 年間量 ÷ 365/366 ÷ 非水洗化人口
 浄化槽汚泥原単位 = 年間量 ÷ 365/366 ÷ (単独処理浄化槽 + 合併処理浄化槽)

第3節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 7-5 のとおりです。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、宗像地区事務組合が管理しているし尿処理施設「宗像浄化センター」で行っていますが、地元協定により使用期限が令和5年度末までとなっています。

令和6年度以降は、古賀市が新たに整備を計画している汚泥再生処理センターにおいて適正処理を継続していく予定です。

表 7-5 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	福津市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	福津市
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	宗像地区事務組合

2. 処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を公共下水道と合併処理浄化槽で処理することを最終目標にしています。令和9年度までの計画を以下に示します。

(1) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標を表 7-6 と図 7-2 に示します。生活排水処理の目標としては、生活排水処理率を計画目標年度である令和9年度に 95.6%と設定しています。

表 7-6 生活排水処理の目標

生活排水処理率の目標値

区分/年度	現在 平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
生活排水処理率	93.5%	94.6%	95.6%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

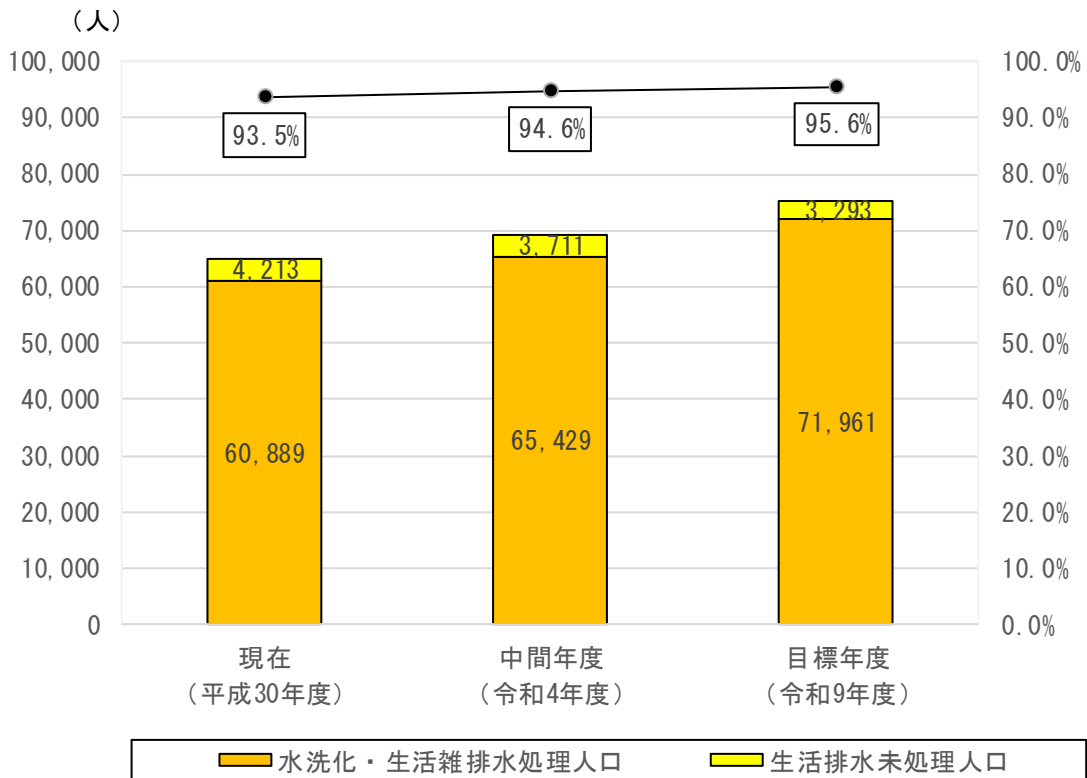
人口の目標値

単位：人

区分/年度	現在 平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
総人口（行政区域内人口）	65,102	69,140	75,254
計画処理区域内人口	65,102	69,140	75,254
水洗化・生活雑排水処理人口	60,889	65,429	71,961

（資料：うみがめ課）

図 7-2 生活排水処理の目標



(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を、表 7-7 に示します。また、処理形態別人口の推移は、表 7-8 と図 7-3 に示します。

表 7-7 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

区分/年度	現在 平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
1. 総人口（計画処理区域内人口）	65,102 100.0%	69,140 100.0%	75,254 100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	60,889 93.5%	65,429 94.6%	71,961 95.6%
公共下水道	57,471 88.3%	62,414 90.3%	69,284 92.1%
コミュニティ・プラント	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合併処理浄化槽	3,418 5.2%	3,015 4.3%	2,677 3.5%
3. 非水洗化・非生活雑排水処理人口	4,213 6.5%	3,711 5.4%	3,293 4.4%
単独処理浄化槽	1274 2.0%	1123 1.6%	996 1.3%
非水洗化人口（普通便槽、簡易水洗、 クリーントイレ、自家処理）	2,939 4.4%	2,588 3.7%	2,297 3.0%

（資料：うみがめ課）

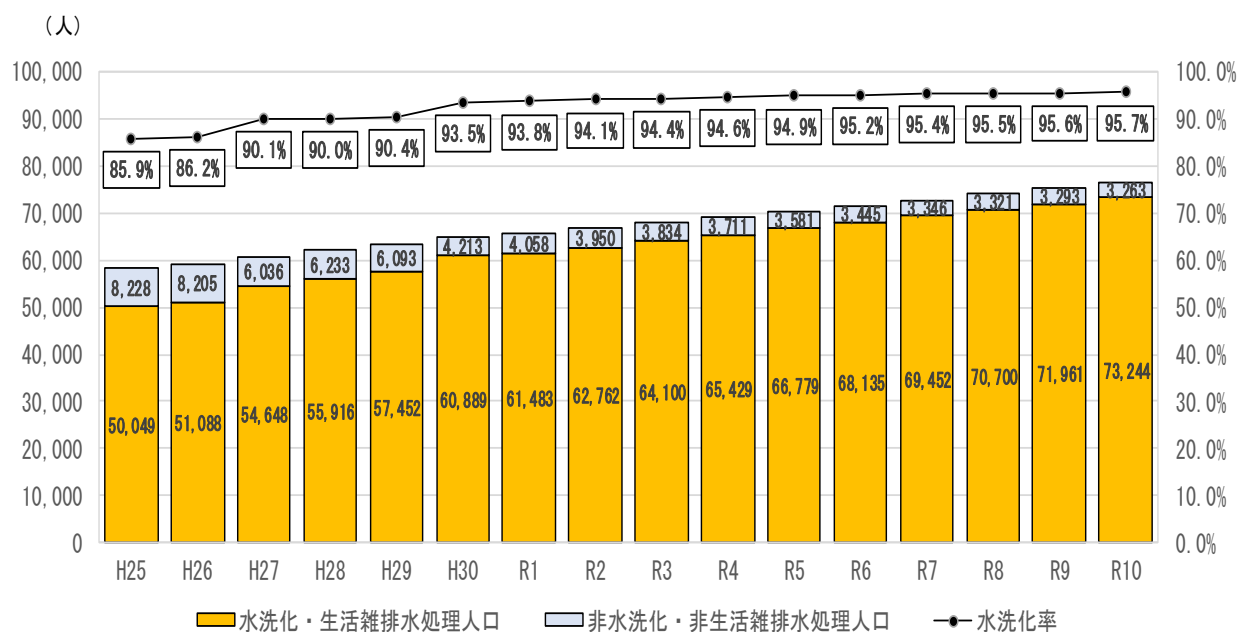
表 7-8 処理形態別人口の推移

単位：人

年度	計画処理 区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口					非水洗化・非生活雑排水処理人口				
		公共下水道	コミュニティ・ プラント	合併処理 浄化槽	計	処理率	単独処理 浄化槽	非水洗化人口 (普通便槽、簡易水洗、クリー ントイレ、自家処理)	計	処理率	
実績	H25	58,277	37,840	3,628	8,581	50,049	85.9%	358	7,870	8,228	14.1%
	H26	59,293	40,879	0	10,209	51,088	86.2%	425	7,780	8,205	13.8%
	H27	60,684	44,548	0	10,100	54,648	90.1%	421	5,615	6,036	9.9%
	H28	62,149	47,329	0	8,587	55,916	90.0%	357	5,876	6,233	10.0%
	H29	63,545	49,441	0	8,011	57,452	90.4%	1,037	5,056	6,093	9.6%
	H30	65,102	57,471	0	3,418	60,889	93.5%	1,274	2,939	4,213	6.5%
予測	R1	65,541	58,183	0	3,300	61,483	93.8%	1,227	2,831	4,058	6.2%
	R2	66,712	59,554	0	3,208	62,762	94.1%	1,195	2,755	3,950	5.9%
	R3	67,934	60,984	0	3,116	64,100	94.4%	1,159	2,675	3,834	5.6%
	R4	69,140	62,414	0	3,015	65,429	94.6%	1,123	2,588	3,711	5.4%
	R5	70,360	63,868	0	2,911	66,779	94.9%	1,083	2,498	3,581	5.1%
	R6	71,580	65,335	0	2,800	68,135	95.2%	1,042	2,403	3,445	4.8%
	R7	72,798	66,733	0	2,719	69,452	95.4%	1,012	2,334	3,346	4.6%
	R8	74,021	68,001	0	2,699	70,700	95.5%	1,004	2,317	3,321	4.5%
	R9	75,254	69,284	0	2,677	71,961	95.6%	996	2,297	3,293	4.4%
	R10	76,507	70,590	0	2,654	73,244	95.7%	987	2,276	3,263	4.3%

(資料：うみがめ課)

図 7-3 処理形態別人口の推移



※ 生活雑排水未処理人口 = 単独処理浄化槽人口 + 非水洗化人口

3. 生活雑排水を処理する区域及び人口など

(1) 公共下水道の推進区域

本市では、市街化区域と用途地域を中心とした既存集落を対象に経済性、社会的条件、事業効果などから判断して、ほとんどの既存集落を公共下水道事業で整備することとしました。

福間処理区においては、平成 27 年度に全体計画を見直し、計画区 889.5ha、計画人口 43,200 人、計画目標年度は令和 17 年となっています。

津屋崎処理区においては、平成 27 年度に全体計画を見直し、計画区域 520.2ha、計画人口 15,200 人、計画目標年度は令和 17 年となっています。

(2) 合併処理浄化槽の推進区域

現在、全市域で公共下水道が 98.7%整備されましたが、事業完了予定は令和 7 年度と事業期間は長期にわたっています。

このため、地形・位置などにより将来的にも公共下水道による整備が望めない地域と併せて、下水道計画区域（公共下水道事業認可区域を除く）でも合併処理浄化槽による生活排水処理を推進していくこととします。

4. 施設とその設備計画の概要

施設とその整備計画の概要を表 7-9 に示します。

表 7-9 施設とその整備計画の概要

		計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込 (百万円)
公共 下水道	福間処理区	全体計画	889.5ha 43,200 人	昭和 40 年～令和 17 年	28,419
		事業計画	867.5ha 44,300 人	昭和 40 年～令和 3 年	28,307
	津屋崎処理区	全体計画	520.2ha 15,200 人	平成 8 年～令和 17 年	19,618
		事業計画	422.5ha 16,300 人	平成 8 年～令和 3 年	18,787
浄化槽		市内全域	1,913 基	令和 9 年度の合併処理 浄化槽設置予定基数	-
し尿処理場		-	130kL/日	(令和 5 年度まで処理)	-
			52kL/日	(令和 6 年度から処理)	

(資料：下水道課、うみがめ課)

5. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分は、現行体制を継続します。
収集・運搬の量の推移を表 7-10 と図 7-4 に、し尿・浄化槽汚泥量の推移
を表 7-11 と図 7-5 に示します。

表 7-10 収集・運搬の量

単位：kL/年

区分/年度	現在 平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
汲み取りし尿	7,768	6,839	6,070
浄化槽汚泥	1,773	1,571	1,394
合計	9,541	8,410	7,464

(資料：うみがめ課)

図 7-4 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

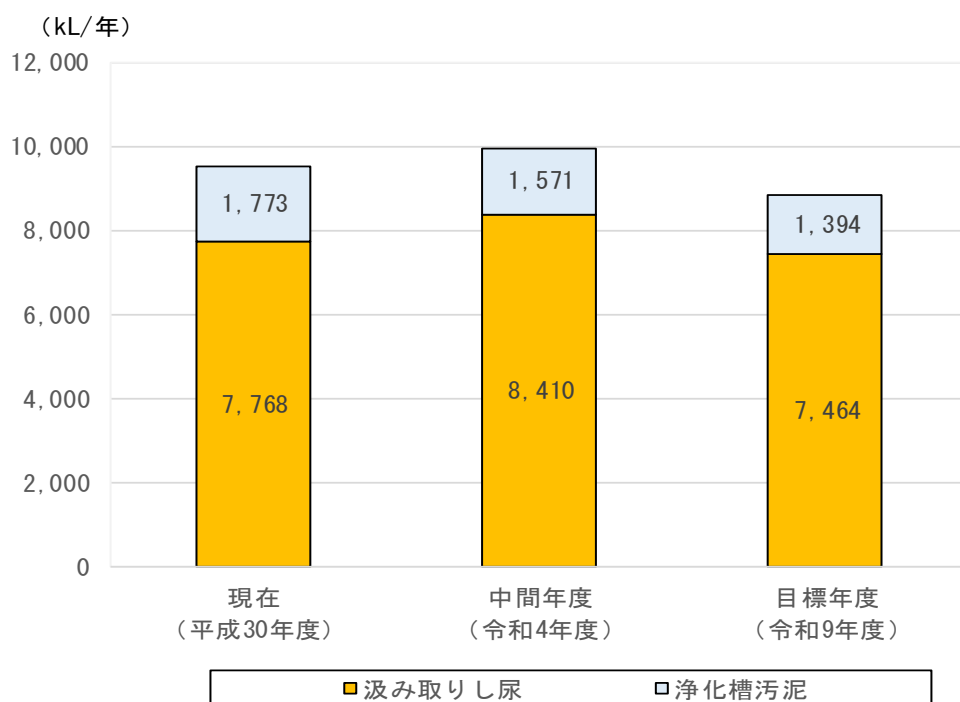
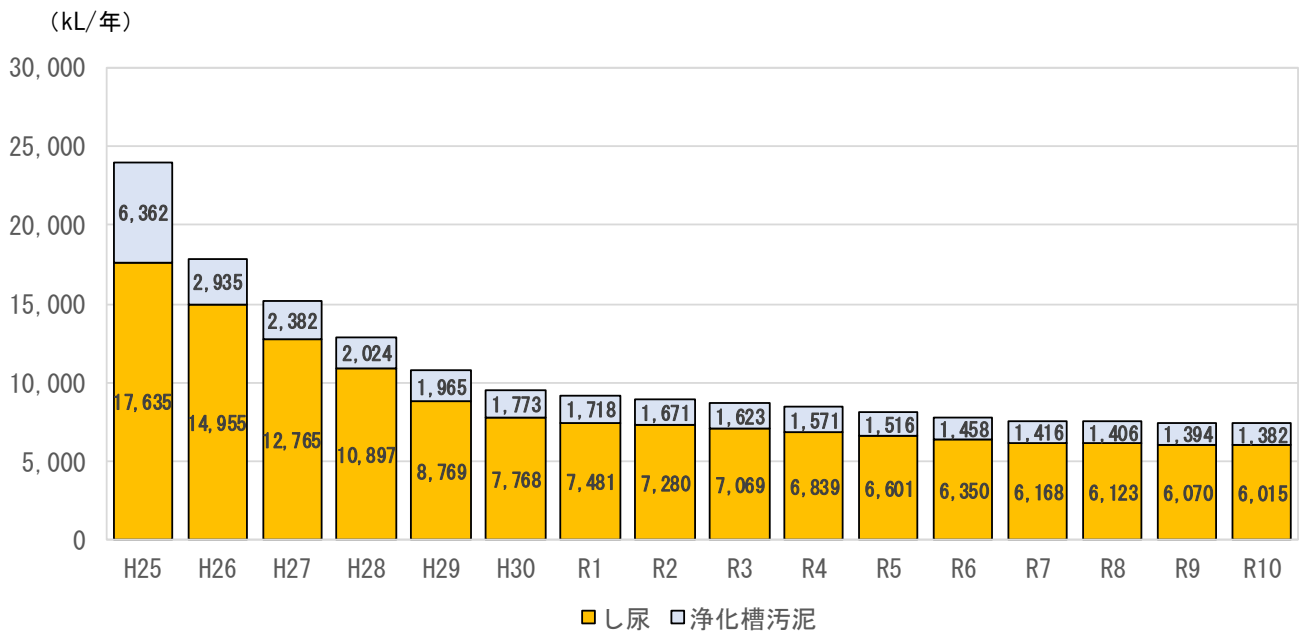


表 7-11 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

年度	し尿		浄化槽汚泥				合計		
	人口 (人)	収集量 (kL/年)	合計 (人)	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	収集量 (kL/年)	(kL/年)	(kL/日)	
実績	H25	7,870	17,635	8,939	8,581	358	6,362	23,997	65.75
	H26	7,780	14,955	10,634	10,209	425	2,935	17,890	49.01
	H27	5,615	12,765	10,521	10,100	421	2,382	15,147	41.50
	H28	5,876	10,897	8,944	8,587	357	2,024	12,921	35.40
	H29	5,056	8,769	9,048	8,011	1,037	1,965	10,734	29.40
	H30	2,939	7,768	4,692	3,418	1,274	1,773	9,541	26.14
予測	R1	2,831	7,481	4,527	3,300	1,227	1,718	9,199	25.21
	R2	2,755	7,280	4,403	3,208	1,195	1,671	8,951	24.53
	R3	2,675	7,069	4,275	3,116	1,159	1,623	8,692	23.82
	R4	2,588	6,839	4,138	3,015	1,123	1,571	8,410	23.04
	R5	2,498	6,601	3,994	2,911	1,083	1,516	8,117	22.23
	R6	2,403	6,350	3,842	2,800	1,042	1,458	7,808	21.39
	R7	2,334	6,168	3,731	2,719	1,012	1,416	7,584	20.78
	R8	2,317	6,123	3,703	2,699	1,004	1,406	7,529	20.63
	R9	2,297	6,070	3,673	2,677	996	1,394	7,464	20.45
	R10	2,276	6,015	3,641	2,654	987	1,382	7,397	20.27

(資料：うみがめ課)

図 7-5 し尿・浄化槽汚泥量の推移



6. その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について市民に周知を図るため、広報による啓発を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検と清掃、汚泥収集運搬と定期検査について、浄化槽技術管理者、関係許可業者や宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携をとり指導や啓発の徹底に努めます。

用語の解説（五十音順）

あわせ産廃	市町村は一般廃棄物を処理する義務はあり、産業廃棄物については処理をしなくてもいいが、市町村が認めた場合は産業廃棄物についてもあわせて処理できる廃棄物のこと。
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法第6条に基づき、市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成。
家庭系ごみ	家庭から排出される廃棄物。主に燃えるごみ、分別ごみ、集団回収。
下水汚泥	下水処理過程で発生するもの。産業廃棄物。
ごみ処理基本計画策定指針	一般廃棄物処理基本計画を策定するために環境省が作成した方針。平成28年9月25日に改定。
再生利用率	「総資源化量」÷「ごみの総排出量」 本計画ではごみ処理基本計画策定指針に則り、目標値は再生利用率を採用。国については再生利用率を公表していないため、参考としてリサイクル率（「総資源化量」÷「ごみ処理量+集団回収」）を掲載している。
事業系ごみ	事業活動に伴って生じた廃棄物。事業系一般廃棄物と産業廃棄物があるが本計画では事業系一般廃棄物を示す。
自己搬入	自身で直接工場等に搬入すること。
循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
焼却残渣	燃やすごみを溶融処理した際に排ガスから取り出された処理残渣。脱塩残渣（キレート無し）、溶融飛灰を指す。 脱塩残渣は外部山元還元処理委託（重曹処理）を行っている。 溶融飛灰は外部山元還元処理委託（活性炭処理）を行っている。
焼却施設残渣資源化量	焼却施設より回収された資源（鉄、アルミ、スラグ等）のこと。
使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	本計画では通称の「小型家電リサイクル法」を用いる。「家電リサイクル法」の対象とならないデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器について、主務大臣による基本方針及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	本計画では通称の「食品リサイクル法」を用いる。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務つけた法律。

用語の解説

食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べ切れなかった食品、野菜の皮を厚くむき過ぎたものなどといった、本来食べられるのに廃棄される食品。
スラグ	可燃ごみを焼却施設で焼却した際にできる灰を高温で溶かし熔融し、冷やしたもの。直径 5mm 以下の砂の粒に似た大きさである。アスファルトの材料として再利用されることが多い。
総資源化量	本計画では、古賀清掃工場総資源化総量、集団回収・拠点回収量、剪定くずの回収量を示す。
組成調査	ごみの品目（組成）の重量比を求める調査。
多量排出事業者	事業用建築物の床面積の基準とごみの排出量による基準が定められており、いずれかに該当する事業所を有する事業者。
中間処理	可燃ごみの焼却処理や金属ごみの破碎処理などごみを減量・減容すること。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち主に市街化区域以外で設置される下水道
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	本計画では通称の「廃棄物処理法」を用いる。廃棄物の定義や処理や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
排出者責任	廃棄物等を排出するものが、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。
やまもとかんげん 山元還元	熔融飛灰、脱塩残渣から非鉄金属を回収し再使用する一連の操作、処理残渣を埋立処分せず、山元（鉱山や精錬所）に戻すという有価金属の再利用のこと。
リサイクルプラザ資源化量	人の手や機械などを通じた中間処理を行った資源化量。（飲料缶、ペットボトル等）
リサイクルプラザ直接資源化量	人の手や機械などを通じた中間処理を行わずに直接資源化した量。（自転車等の大型金属、段ボール等）

第2次福津市一般廃棄物処理基本計画 中間見直し（令和6年～令和9年度）

令和6年（2024年）6月

編集・発行 福津市うみがめ課

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-62-5019

FAX : 0940-43-9005

E-mail : umigame@city.fukutsu.lg.jp
